

## 検査工場の協力工場に関する取扱い要領 対比表

改正前	改正後	備 考
<p>検査工場の協力工場に関する取扱い要領</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 6 月 10 日制定 平成 7 年 12 月 11 日改正 平成 9 年 2 月 12 日改正 平成 15 年 3 月 31 日改正 平成 20 年 3 月 31 日改正 平成 20 年 10 月 24 日改正 平成 23 年 3 月 31 日改正 令和 2 年 9 月 15 日一部改正</p>	<p>検査工場の協力工場に関する取扱い要領</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 6 月 10 日制定 平成 7 年 12 月 11 日改正 平成 9 年 2 月 12 日改正 平成 15 年 3 月 31 日改正 平成 20 年 3 月 31 日改正 平成 20 年 10 月 24 日改正 平成 23 年 3 月 31 日改正 令和 2 年 9 月 15 日一部改正 <span style="color: red;">令和 4 年 1 月 6 日一部改正</span></p>	<p style="color: red;">&lt;改正の要点&gt;</p> <p style="color: red;">①一部様式の変更</p> <p style="color: red;">※要項に変更は無いため、本表から記載を省略する</p>
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この要領は、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」の第 3 条第 1 項第 4 号に定める本協会が検査を行う検査工場の協力工場について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この要領に定める工場は「委託工場」、「受託工場」及び「部品工場」の 3 種類とし、その定義は次のとおりとする。</p> <p>なお、協力工場とは「受託工場」あるいは「部品工場」をいう。</p> <p>(1) 「委託工場」 委託工場とは、検査工場が他の検査工場へ水道用品及びその部品の製造を委託する工場をいう。</p> <p>(2) 受託工場とは、検査工場が他の検査工場からの委託により水道用品及びその部品を受託製造する工場をいう。</p> <p>(3) 部品工場とは、検査工場が登録をした水道用品の部品（鋳造品・ゴム製品・塗装）を受託製造する検査工場以外の工場をいう。</p> <p>ただし、塗装については国内工場に限定する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この要領は、「日本水道協会検査工場の登録に関する規則」の第 3 条第 1 項第 4 号に定める本協会が検査を行う検査工場の協力工場について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この要領に定める工場は「委託工場」、「受託工場」及び「部品工場」の 3 種類とし、その定義は次のとおりとする。</p> <p>なお、協力工場とは「受託工場」あるいは「部品工場」をいう。</p> <p>(1) 「委託工場」 委託工場とは、検査工場が他の検査工場へ水道用品及びその部品の製造を委託する工場をいう。</p> <p>(2) 受託工場とは、検査工場が他の検査工場からの委託により水道用品及びその部品を受託製造する工場をいう。</p> <p>(3) 部品工場とは、検査工場が登録をした水道用品の部品（鋳造品・ゴム製品・塗装）を受託製造する検査工場以外の工場をいう。</p> <p>ただし、塗装については国内工場に限定する。</p>	

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この取扱い要領は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="color: red;">この取扱い要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

改正前	改正後	備考																																																
<p style="text-align: right;">(第3号様式)</p> <p>受託工場 部品工場</p> <p style="text-align: center;">登録事項変更について (届)</p> <p>公益社団法人 日本水道協会 検査部長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 登録区分 第 種検査工場 登録番号 検査工場名 ㊞</p> <p>下記の登録事項についての変更を届けます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="273 781 1110 1293"> <tr> <td>受託工場名 部品</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">㊞ (注)</td> </tr> <tr> <td>登録区分・登録番号 (受託工場)</td> <td>(登録区分)</td> <td>(登録番号)</td> </tr> <tr> <td>名称及び組織の変更</td> <td colspan="2">(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>所在地の変更</td> <td colspan="2">(新所在地) 〒 TEL : FAX :</td> </tr> <tr> <td>製造設備の増設・改 造・廃止 (部品工場)</td> <td colspan="2">(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>受託 工場取消 部品</td> <td colspan="2">(取消理由)</td> </tr> </table> <p>(注) 協力工場の印は取消しの場合のみ捺印する。 (必要な添付書類)</p> <table border="0" data-bbox="172 1360 1044 1453"> <tr> <td>1. 案内図及び工場平面図</td> <td>4. 工場組織図及び検査責任者</td> </tr> <tr> <td>2. 水道用品の製造・検査設備の明細</td> <td>5. その他必要な書類</td> </tr> <tr> <td>3. 品質管理方法</td> <td></td> </tr> </table>	受託工場名 部品	㊞ (注)		登録区分・登録番号 (受託工場)	(登録区分)	(登録番号)	名称及び組織の変更	(変更内容)		所在地の変更	(新所在地) 〒 TEL : FAX :		製造設備の増設・改 造・廃止 (部品工場)	(変更内容)		受託 工場取消 部品	(取消理由)		1. 案内図及び工場平面図	4. 工場組織図及び検査責任者	2. 水道用品の製造・検査設備の明細	5. その他必要な書類	3. 品質管理方法		<p style="text-align: right;">(第3号様式)</p> <p>受託工場 部品工場</p> <p style="text-align: center;">登録事項変更について (届)</p> <p>公益社団法人 日本水道協会 検査部長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 登録区分 第 種検査工場 登録番号 検査工場名 ㊞※ ( )</p> <p>下記の登録事項についての変更を届けます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1397 781 2234 1293"> <tr> <td>受託工場名 部品</td> <td colspan="2" style="text-align: right;"><del>㊞ (注)</del></td> </tr> <tr> <td>登録区分・登録番号 (受託工場)</td> <td>(登録区分)</td> <td>(登録番号)</td> </tr> <tr> <td>名称及び組織の変更</td> <td colspan="2">(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>所在地の変更</td> <td colspan="2">(新所在地) 〒 TEL : FAX :</td> </tr> <tr> <td>製造設備の増設・改 造・廃止 (部品工場)</td> <td colspan="2">(変更内容)</td> </tr> <tr> <td>受託 工場取消 部品</td> <td colspan="2">(取消理由)</td> </tr> </table> <p>※申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等 (例：〇〇第123号) を記載してもよい。 <del>(注) 協力工場の印は取消しの場合のみ捺印する。</del> (必要な添付書類)</p> <table border="0" data-bbox="1294 1419 2166 1512"> <tr> <td>1. 案内図及び工場平面図</td> <td>4. 工場組織図及び検査責任者</td> </tr> <tr> <td>2. 水道用品の製造・検査設備の明細</td> <td>5. その他必要な書類</td> </tr> <tr> <td>3. 品質管理方法</td> <td></td> </tr> </table>	受託工場名 部品	<del>㊞ (注)</del>		登録区分・登録番号 (受託工場)	(登録区分)	(登録番号)	名称及び組織の変更	(変更内容)		所在地の変更	(新所在地) 〒 TEL : FAX :		製造設備の増設・改 造・廃止 (部品工場)	(変更内容)		受託 工場取消 部品	(取消理由)		1. 案内図及び工場平面図	4. 工場組織図及び検査責任者	2. 水道用品の製造・検査設備の明細	5. その他必要な書類	3. 品質管理方法		
受託工場名 部品	㊞ (注)																																																	
登録区分・登録番号 (受託工場)	(登録区分)	(登録番号)																																																
名称及び組織の変更	(変更内容)																																																	
所在地の変更	(新所在地) 〒 TEL : FAX :																																																	
製造設備の増設・改 造・廃止 (部品工場)	(変更内容)																																																	
受託 工場取消 部品	(取消理由)																																																	
1. 案内図及び工場平面図	4. 工場組織図及び検査責任者																																																	
2. 水道用品の製造・検査設備の明細	5. その他必要な書類																																																	
3. 品質管理方法																																																		
受託工場名 部品	<del>㊞ (注)</del>																																																	
登録区分・登録番号 (受託工場)	(登録区分)	(登録番号)																																																
名称及び組織の変更	(変更内容)																																																	
所在地の変更	(新所在地) 〒 TEL : FAX :																																																	
製造設備の増設・改 造・廃止 (部品工場)	(変更内容)																																																	
受託 工場取消 部品	(取消理由)																																																	
1. 案内図及び工場平面図	4. 工場組織図及び検査責任者																																																	
2. 水道用品の製造・検査設備の明細	5. その他必要な書類																																																	
3. 品質管理方法																																																		